

情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

## 前文

日本国政府及びオーストラリア政府（以下「両締約国政府」といい、個別に「締約国政府」という。）は、

二千七年三月十三日に東京で署名された安全保障協力に関する共同宣言の実施によって二国間の安全保障協力の促進を確保することを確認し、

秘密の情報の保護に関する共通の関心を有し、

両締約国政府の間で交換される秘密の情報の相互保護を確保することを希望して、

次のとおり協定した。

## 第一条 定義

この協定の適用上、

a 「秘密情報」とは、提供締約国政府の国家安全保障のために許可されていない開示からの保護を必要とする全ての情報であつて、秘密指定の対象となり、かつ、日本国政府若しくはオーストラリア政府の権限のある当局により作成され、それらの使用のために作成され、又はそれらの管轄の下にあるものをいう。秘密情報は、口頭、映像、電子、磁気若しくは文書の形態又は装備若しくは技術を含むあらゆる形態をとることができ、また、あらゆる複製又は翻訳を含むことができる。

b 「提供締約国政府」とは、受領締約国政府に対し、秘密情報を送付する締約国政府をいう。

c 「受領締約国政府」とは、秘密情報の送付を受ける締約国政府をいう。

d 「秘密指定」とは、締約国政府によつて秘密情報に与えられる識別であつて、当該秘密情報の許可されていない開示を防止するために当該秘密情報に与えられなければならない必要な水準の保護を示すためのものをいう。

e 「権限のある当局」とは、送付済秘密情報の保護について責任を有する当局として、受領締約国政府によつて指定される当該受領締約国政府の機関をいう。権限のある当局は、手続取決めに掲げられる。

f 「送付済秘密情報」とは、両締約国政府の間において直接又は間接に送付される秘密情報をいう。秘

密情報は、受領締約国政府が受領した時に送付済秘密情報となる。

g 「国内法令」とは、この協定に関連する法令をいい、次のものを含むが、これらに限られない。

(i) 日本国に関しては、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）

(ii) オーストラリアに関しては、手続取決めに掲げられる法律

h 「第三者」とは、両締約国政府以外のあらゆる政府、個人又は団体をいう。

i 「第三の協力者」とは、受領締約国政府が秘密の情報の保護に関する協定又は取極を締結した第三国の政府又は政府間機関をいう。

j 「秘密情報取扱資格」とは、締約国政府の権限のある当局により、当該締約国政府の手続に従って付与される適格性であつて、個人が特定の水準までの秘密情報にアクセスするためのものをいう。

k 「秘密保持政策」とは、秘密情報及び送付済秘密情報の保護のための各締約国政府の政策（国内法令を含む。）をいう。当該政策（随時修正されるものを含む。）は、手続取決めに掲げられる。

l 「契約者」とは、受領締約国政府との間の契約を履行する個人又は団体（下請契約者を含む。）をい

う。

## 第二条 送付済秘密情報の保護

送付済秘密情報は、受領締約国政府の施行されている国内法令に従って、この協定に基づき、また、手続  
取決め及び実施取決めに基づき保護される。

## 第三条 国家秘密保持当局及び権限のある当局

1 各締約国政府の国家秘密保持当局は、次のとおりとする。

a 日本国政府については、外務省

b オーストラリア政府については、法務省

2 国家秘密保持当局は、この協定の実施及び解釈に関する調整及び連絡のための部局としての役割を果たす。

3 国家秘密保持当局及び権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定の実施の状況を把握する。

## 第四条 秘密指定

1 提供締約国政府は、全ての秘密情報に次のいずれかの秘密指定を表示する。

- a 日本国政府にあつては、自衛隊法に従つて防衛秘密に指定される秘密情報は、「防衛秘密（機密）」又は「防衛秘密」と表示され、他の秘密情報は、「機密」、「極秘」又は「秘」と表示される。
  - b オーストラリア政府にあつては、秘密情報は、「TOP SECRET」、「SECRET」、「HIGHLY PROTECTED」、「CONFIDENTIAL」、「PROTECTED」、「RESTRICTED」又は「IN CONFIDENCE」と表示される。
- 2 表示が物理的に不可能な秘密情報については、提供締約国政府は、受領締約国政府に対し秘密指定を通知する。提供締約国政府は、受領締約国政府の要請がある場合には、書面により秘密指定を通知する。
  - 3 受領締約国政府は、全ての送付済秘密情報に、提供締約国政府名及び4に規定する受領締約国政府の対応する秘密指定を表示する。

- 4 対応する秘密指定は、次のとおりとする。

オーストラリア

日本国

TOP SECRET

機密／防衛秘密（機密）

SECRET / HIGHLY PROTECTED

極秘／防衛秘密

CONFIDENTIAL / PROTECTED

秘

対応する日本国政府の秘密指定はないが、オーストラリア政府により別段の通知がある場合を除くほか、秘として保護する。

- 5 提供締約国政府は、送付済秘密情報の秘密指定のいかなる変更についても、受領締約国政府に対し通知する。受領締約国政府は、当該通知を受けたときは、これに従って当該送付済秘密情報の秘密指定を変更する。受領締約国政府の要請がある場合には、提供締約国政府は、書面により秘密指定の変更を通知する。

- 6 受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による同意を得ることなく、送付済秘密情報の秘密指定を格下げしてはならない。

#### 第五条 送付済秘密情報を保護するための原則

各締約国政府は、施行されている国内法令に従って、送付済秘密情報に対して次の規則を適用する。

- a 受領締約国政府は、全ての送付済秘密情報について提供締約国政府により与えられている保護と同等の効果を有する保護を与えるために適当な措置をとること。
- b 受領締約国政府は、この協定に別段の定めがある場合又は両締約国政府の書面による合意がある場合

を除くほか、第三者に対し、送付済秘密情報を提供しないこと。

c 受領締約国政府は、送付済秘密情報の許可されていない開示を防止するための適当な措置をとること。

d 受領締約国政府は、送付済秘密情報を保護するために、必要な保安検査が実施され、及び関連する秘密保持政策が遵守されることを確保するための適当な措置をとること。

e 受領締約国政府は、送付済秘密情報の識別、所在、目録及び管理の手続を設定すること（当該手続の概略は、手続取決めに掲げられる。）。

f 受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、提供された目的以外のいかなる目的のためにも、送付済秘密情報を使用しないこと又はその使用を認めないこと。

g 受領締約国政府は、送付済秘密情報に関する特許権、著作権又は企業秘密のような知的財産権を遵守すること。

h 提供締約国政府は、受領締約国政府による送付済秘密情報の使用、開示及び提供に係る追加的な制限並びに送付済秘密情報へのアクセスに係る追加的な制限を書面により定めることができ、また、受領締

約国政府は、これらの制限に従うこと。

i 受領締約国政府は、送付済秘密情報が第三の協力者に対し提供可能であることを提供締約国政府が特定する場合には、送付済秘密情報を当該第三の協力者に対し提供することができること。

#### 第六条 送付済秘密情報へのアクセス

受領締約国政府は、送付済秘密情報を個人（契約者を含む。）に対し提供する前に、施行されている国内法令に従って、次のことを確保するために適当な措置をとる。

a いかなる個人も、階級、地位又は秘密情報取扱資格のみにより、送付済秘密情報へのアクセスを認められてはならないこと。

b 送付済秘密情報へのアクセスは、次の(i)及び(ii)に規定する全ての条件を満たす個人に限定されること。

(i) 公務の遂行のため送付済秘密情報へのアクセスを必要とすること。

(ii) 必要な水準までの有効な秘密情報取扱資格を有していること。

c 個人への秘密情報取扱資格の付与が、国家安全保障上の利益と合致し、及び当該個人が送付済秘密情報



報を取り扱うに当たり信用できかつ信頼し得るか否かを示す全ての入手可能な情報に基づき行われること。

d 送付済秘密情報へのアクセスを認められる個人に関して、cに規定する基準が満たされるよう、秘密情報取扱資格を付与するための適当な調査が実施されること。

e 送付済秘密情報へのアクセスが認められる全ての個人が、当該送付済秘密情報を保護するための責任について通知されること。

f 提供締約国政府が要請したときは、送付済秘密情報を受領する個人が必要な水準の秘密情報取扱資格を有すること及び当該個人が公務の遂行のために送付済秘密情報へのアクセスを必要とすることについて、書面による保証が提供締約国政府に与えられること。

#### 第七条 契約者への送付済秘密情報の提供

受領締約国政府は、両締約国政府が書面により相互に決定する場合又は送付済秘密情報が契約者に対し提供可能であることを提供締約国政府が特定する場合には、送付済秘密情報を契約者に対し提供することができ。受領締約国政府は、送付済秘密情報を契約者に対し提供する前に、施行されている国内法令に従っ

て、次のことを確保するために適当な措置をとる。

- a 契約者及び契約者の施設が、送付済秘密情報を保護する能力を有すること。
- b 送付済秘密情報がこの協定及び実施取決めに従って保護されることを確保するために、契約者の施設において、最初の及び定期的な保安検査が実施されること。

#### 第八条 施設の保安

受領締約国政府は、施行されている国内法令に従って、次のことを確保するために適当な措置をとる。

- a 送付済秘密情報が取り扱われる全ての施設が、この協定及び実施取決めに従って保全されること。
- b 送付済秘密情報が取り扱われるそれぞれの施設について、送付済秘密情報の管理及び保護の責任及び権限を有し、かつ、必要な水準までの有効な秘密情報取扱資格を有する個人が指名されること。
- c 送付済秘密情報が取り扱われるそれぞれの施設について、有効な秘密情報取扱資格を有する個人であつて、送付済秘密情報にアクセスすることを許可されているものの登録簿が保持されること。

#### 第九条 送付済秘密情報の保管

- 1 受領締約国政府は、第六条の規定に従って送付済秘密情報へのアクセスを許可された個人のみが当該ア

クセスを保証されるような方法により送付済秘密情報が保管されることを確保するため、施行されている国内法令に従い、適当な措置をとる。

2 電子的形態をとる送付済秘密情報の保管のために使用される全ての情報制度は、施行されている国内法令の下で、両締約国政府又は両締約国政府の権限のある当局の間で作成する手続に従って保護される。

#### 第十条 送付

秘密情報は、政府間の経路を通じて両締約国政府の間で送付される。全ての秘密情報について、提供締約国政府は、当該秘密情報が送付されている間は、提供締約国政府の施行されている国内法令に従い、受領締約国政府が当該秘密情報を受領するまで当該秘密情報の保管、管理及び秘密保持について責任を有する。

#### 第十一条 送付されている間の秘密保持の義務

1 両締約国政府の間で送付されている間の秘密情報の秘密保持に関する最低限の義務は、次のとおりとする。

a 文書その他の媒体の形態をとる秘密情報

(i) 文書その他の媒体の形態をとる秘密情報は、封印された若しくは開封を表示する封筒又は秘密保持

袋に同封した別の封印された又は開封を表示する封筒に入れて送付される。同封した封筒には、当該文書その他の媒体の秘密指定及び受領予定者の属する組織の住所のみを記載し、外側の封筒又は秘密保持袋には、当該受領予定者の属する組織の住所、発送者の属する組織の住所及び適当な場合には登録番号を記載する。

(ii) 同封される文書その他の媒体の秘密指定は、外側の封筒又は秘密保持袋には表示してはならない。

(iii) 文書その他の媒体の形態をとる秘密情報を含む包みであって、両締約国政府の間で送付されるものために受領証が用意される。同封される秘密情報の受領証は、受領締約国政府の最終の受領者により署名され、提供締約国政府の発送者に返送される。

b 装備の形態をとり、又は装備に含まれる秘密情報

(i) 装備の形態をとり、又は装備に含まれる秘密情報は、その内容が識別されることを防止するために、封印され、被覆された車両により送付され、又は確実に包装され、若しくは保護されるとともに、許可されていない個人によるアクセスを防止するために、継続的な管理の下に置かれる。

(ii) 一時的に発送を待つ間、装備の形態をとり、又は装備に含まれる秘密情報は、当該秘密情報の秘密

指定の水準に応じた保護を与える保護された保管区域に置かれる。適当な秘密情報取扱資格を有する許可された職員のみが、当該保管区域にアクセスを有するものとする。

- (iii) 送付されている間に、装備の形態をとり、若しくは装備に含まれる秘密情報の管理者が変わる場合又は当該秘密情報が受領締約国政府の最終の受領者に引き渡される場合のいずれの場合であっても、受領証は取得される。全ての受領証は、提供締約国政府の発送者に返送される。

c 電子的送付

- (i) 電子的手段により送付される秘密情報は、送付されている間、当該秘密情報の水準に照らし適当な暗号を使用することにより保護される。送付済秘密情報の処理若しくは保管又は秘密情報の伝達を行うための情報制度の基準は、当該情報制度を採用する締約国政府の適当な当局により、秘密保持に関する認定を受ける。

- (ii) 受領締約国政府は、提供締約国政府から電子的手段により受領した送付済秘密情報の記録を保持する。この記録は、提供締約国政府が要請したときは、提供締約国政府に提供される。

2 両締約国政府の間で送付されている間の秘密情報の秘密保持に関する1に規定する義務は、受領締約国

政府の権限のある当局の間で送付されている間の送付済秘密情報について準用する。

## 第十二条 秘密保持政策の変更

- 1 受領締約国政府は、要請を受けたときは、提供締約国政府に対し秘密保持政策の写しを提供する。
- 2 受領締約国政府は、この協定の下での送付済秘密情報の保護に悪影響を及ぼす関連する秘密保持政策のいかなる変更についても、提供締約国政府に対し書面により速やかに通知する。この場合には、両締約国政府は、この協定の可能な改正又は手続取決めの可能な修正につき協議する。その間、送付済秘密情報は、提供締約国政府が書面により別段の承認を行わない限り、引き続きこの協定に従って保護され、また、手続取決めに従って保護される。

## 第十三条 訪問手続

- 1 一方の締約国政府の個人が他方の締約国政府により保持されている秘密情報へアクセスすることを伴う訪問は、他方の締約国政府の事前の承認によってのみ行われる。当該訪問の承認は、必要な水準の秘密情報取扱資格を有する個人であって、公務の遂行のためにそのアクセスを必要とするものに対してのみ与えられる。

2 訪問の申請は、訪問を行う一方の締約国政府の関係する権限のある当局により、政府間の経路を通じて、他方の締約国政府の関係する権限のある当局に対して提出される。当該申請には、訪問を行う個人が必要な水準までの秘密情報取扱資格を保持することの証明を含める。

#### 第十四条 秘密保持に係る職員による訪問

この協定に規定する義務の履行は、訪問する一方の締約国政府の国家秘密保持当局又は権限のある当局により指定される秘密保持に係る職員による訪問を通じて促進することができる。このため、当該秘密保持に係る職員は、それぞれの秘密保持制度が合理的な程度に同等のものとなることを達成するために、他方の締約国政府の秘密保持の手續について議論し、及びその実施を確認することを目的として、相互に合意する場所において、及び相互に満足する方法により、事前の協議の後に、他方の締約国政府を訪問することが許可される。他方の締約国政府は、送付済秘密情報が適切に保護されているか否かについて、訪問する秘密保持に係る職員が判断するに当たり支援する。

#### 第十五条 送付済秘密情報の破壊

1 文書その他の媒体の形態をとる送付済秘密情報は、焼却、破碎、パルプ化又は文書その他の媒体に含ま

れる送付済秘密情報の全部若しくは一部の復元を防止する他の方法により、破壊される。

- 2 装備の形態をとり、又は装備に含まれる送付済秘密情報は、当該送付済秘密情報の全部又は一部の復元を防止するために、見分けがつかないまでに破壊される。

#### 第十六条 送付済秘密情報の紛失又は漏せつ

- 1 提供締約国政府は、送付済秘密情報のあらゆる紛失又は漏せつ及び紛失又は漏せつの疑いについて直ちに通知され、受領締約国政府は、状況を特定するために調査を行う。

- 2 1に規定する調査の結果及び再発を防止するためにとられる措置に関する情報は、提供締約国政府に対して書面で提供される。

#### 第十七条 手続取決め及び実施取決め

- 1 両締約国政府は、この協定に従属し、この協定を実施するための補足的な規定を定める手続取決めを作成する。

- 2 権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定に従属し、送付済秘密情報の取扱いに関する補足的な規定を定める実施取決めを相互に決定することができる。



## 第十八条 紛争及び協議

- 1 両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。
- 2 この協定、手続取決め及び実施取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府間の協議によつてのみ解決されるものとする。
- 3 両締約国政府の権限のある当局は、実施取決めの実施に関して生ずる紛争を、当該権限のある当局間の協議によつて解決するものとする。
- 4 3の規定に従つて紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、2の規定に従つて解決されるものとする。

## 第十九条 効力発生、改正、有効期間及び終了

- 1 この協定は、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨の書面による通告を両締約国政府が外交上の経路を通じて受領した日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、両締約国政府間の書面による合意により改正することができる。この協定の改正は、この協定の効力発生のための手続と同様の手続に従う。

3 この協定は、一年間効力を有し、次の a 又は b に規定する場合を除き、その効力は、毎年自動的に延長される。

a 両締約国政府が別段の合意をする場合

b 一方の締約国政府が他方の締約国政府に対して、書面によりこの協定の終了を希望する旨通告する場合。この場合には、この協定は、その通告が行われた日の後百八十日目に終了する。

4 この協定の終了の後においても、この協定に従って提供された全ての送付済秘密情報は、引き続きこの協定に従って保護される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十二年五月十七日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

オーストラリア政府のために